様式第16号(第6条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

(氏名)　様

産山村長　　　　　　　　　印

養護委託書

　老人福祉法第11条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり老人の養護を委託します。

1　委託する老人

　　住所

　　氏名

　　生年月日　　　　年　　月　　日

2　委託開始年月日　　　　年　　月　　日

3　委託費として交付する額　　毎月　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　(内訳　事務費　　　　円、生活費　　　　円)

　(1)11月から3月までについては冬期加算として　　　　円を加算する。

　(2)12月については期末加算として　　　　円を加算する。

　(3)4月については被服費加算として　　　　円を加算する。

　(4)特別な事情がある月については、相当額を加算し、又は減額する。

4　注意すべき事項

　(1)受託者は、委託を受けた老人について、深い理解と愛情をもって養護し、その老人の福祉を増進するようにすること。

　(2)受託者は、老人の特殊性に応じて変化に富んだ給食を提供することとし、熱量及びタンパク質等の栄養素についても十分考慮されたものとすること。

　(3)受託者は、委託を受けた老人の使用する設備、食器等については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

　(4)受託者は、委託を受けた老人の日常生活に充てられる場所に、必要に応じ、採暖のための措置を講ずること。

　(5)受託者は、委託を受けた老人を1週間に2回以上入浴させ、又は清潔拭すること。

　(6)受託者は、老人の意志に反した労働を強制してはならない。

　(7)受託者は、老人に関し特別の事情の変化が生じたときは、必要に応じ、本職に届け出ること。

5　その他

　(1)受託者は、老人が相互の関係において損害を被った場合は、本職はその賠償の責めを負わないこと。

　(2)本職が老人の養護について必要な指導を行ったときは、受託者は、これに従わなければならないこと。

　(3)受託者は、受託費用について、その経理の内容を明確に記録し、保存しておかなければならないこと。